

デジタル・トランスフォーメーション推進補助金に関するQAについて

1 DXについて

問 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは何か。

- データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、サービス等を変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革することをいいます。

問 デジタル技術の活用とは何か。

- 人工知能関連技術（AI）、IoT 活用関連技術（モノのインターネット）、クラウド関連技術、その他の先端的な技術をはじめとする情報通信技術を適切かつ効果的に活用することを想定しています。

2 応募要件について

問 法人の定義は。

- 法律上人格が認められたもののことをいいます。
- 例えば、株式会社、有限会社、一般社団法人、公益社団法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO）、医療法人、社会福祉法人などを指します。
- また、法人格を有さない人格ない社団等についても、社会課題の解決に資するデジタル技術を活用した事業を実施する場合には、補助対象者となり得ると考えますので、申請前に県の担当者までご相談ください。

問 本社機能の全部又は一部を有する法人とは。

- 県内に本社のある法人だけでなく、県内に本社機能の一部を有する法人であれば応募が可能です。
- 本社機能とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等を専門的に行っている部門）」、「研究開発部門」、「国

際事業部門」、「その他管理業務部門（総務、経理、人事、管財等）」、「研究所（研究開発）」または、「研修所（人材育成）」であって該当業務について全社的な業務を行う機能を有するものです。

- 本社機能に該当する場合は、申請前に県の担当者まで相談してください。

問 他の補助金に応募している事業について、申請してよいか。

- 補助年度に国、地方公共団体及びこれらの外郭団体等の補助金又は委託金等に応募をしている場合、本補助金に応募することができません。
- 製造業や情報通信業の中小企業については、業務の自動化や省力化、生産性向上や、低コスト化、又は事業変革につながる事業について、「中小企業等スマートワーク促進補助金」が活用できますので、ご検討ください。

問 スマートワーク推進ネットワークとは何か。

- 県では、デジタル・トランスフォーメーションを推進し、働く場所や時間に捉われることのない柔軟で多様な働き方やダイバーシティの実現、生産性の向上を図るため、「スマートワーク推進ネットワーク」による活動に取り組んでいます。
- 本補助金の目的がデジタル・トランスフォーメーション推進であることから、「スマートワーク推進ネットワーク」への参加を応募要件としています。
- 本ネットワークの趣旨にご賛同いただけるすべての事業者・団体の方が加入いただけます。また、入会金や年会費等の費用の負担はありません。
- 詳細は、HP よりご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62421.html>

問 委託事業者もスマートワーク推進ネットワークに参加する必要があるか。

- 本補助金に応募される方はネットワークに加入していることが必要ですが、設備の調達先や委託事業者等の方がネットワークに参加している必要はありません。

問 事業は単年度でできるものが対象か。

- 単年度で完了する事業が対象です。
- 例えば、実証事業を複数年で行う予定である場合も、必ず単年度で事業を区切っていただき、申請いただきますようお願いいたします。

問 募集期間締切日後に法人格を有する場合、応募要件（ア）を満たすか。

- 補助事業を選定する段階で業務の実施体制を確認しますので、募集時点で法人格を有している必要があります。

3 申請書類等について

問 2021年度の決算資料が締切日までに作成できない場合はどうすればよいか。

- 2019年度、2020年度の決算報告書を添付してください。

問 法人の設立が2021年度であり2期分の決算資料がないがどうしたらよいか。

- 提出できない理由を記載した書面（任意様式）を提出してください。

問 実施計画書（様式2）4. 実施体制について、どの範囲まで記載すればよいか。

- 記載に当たっては、県内ICT企業や専門家に限らず、機器の発注先や共同で研究する相手など広くとらえていただき、必要であると判断した場合にはご記載ください。

問 実施計画書（様式2）5. 事業内容について、文字数やページ数の制限はあるか。

- 文字数やページ数の制限はありませんが、わかりやすいように記述してください。

問 実施計画書（様式2）5. 事業内容について、整備する機械、装置、設備等の概要は必ず記載する必要があるか。

- ハード面の整備をしない場合、記載する必要はありません。
ただし、ソフトウェア面のみの整備となるため、補助上限額は10,000千円となります。
- なお、ソフトウェア面のみの整備であっても、市町村連携事業については、補助上限額が50,000千円となります。

問 実績報告書（証拠書類）の内容は、どのような書類を意図しているか。

- 実績報告に係る証拠書類は、見積書（相見積書）、注文書、契約書（請書）、納品書（完了届）、検査調書、請求書（支払を証する書類）などを想定しています。また、事業内容に応じ、導入設備の写真、固定資産台帳、仕様書、その他必要と考えられるものの提出を求めることがあります。必要な書類は、採択決定後、別途例示させていただきます。

4 補助の対象について

問 補助対象となる経費は。

- デジタル技術を活用した社会課題の解決に資する製品やサービスの開発・実証、導入にかかる機械装置費、システム開発等の委託費、専門家依頼経費、クラウド利用費、賃借費、諸経費、産業財産権取得費が対象です。
- また、単に製品やサービスの企画・開発、製品の購入にとどまることなく、実証や導入までを行う事業が対象となります。

- なお、補助対象経費については、本事業と他の事業の経費が明確に区分されており、かつ、証拠書類により金額等を確認できるもののみが対象です。
- その他、会議における飲食費等、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税を含む各種税金等は補助対象外となりますのでご注意ください。

問 ハードウェア・ソフトウェアとは何か。

- ハードウェアは、コンピュータ等のシステムにおいて、機械、装置、設備、部品といった物理的な構成要素をいいます。
- ソフトウェアは、コンピュータに命令を出すための情報であるコンピュータ・プログラムのことをいいます。例えば、仕事効率化やコミュニケーションのためのシステム・アプリなどが挙げられます。

問 社会課題の解決に資する事業とはどのような事業か。

- 事業の例は下記のとおりです。

主な社会課題（例）	課題解決に資する事業（例）
健康・医療・介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ PHR（※）サービスを活用した健康管理支援 ・ AIによるオンライン受診相談サービスの実施 ・ 介護AIによるケアプランの最適化、介護ロボットの支援による身体的負担の軽減 ・ 介護ケア記録用アプリや見守りセンサーの導入 ・ 感染防護機能やオンライン診療機能を備えたモバイルクリニックの実証
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン研修やデジタル教材等、ICTを活用した教育の実施 ・ AIを活用した個別最適化学習の実現 ・ VR/ARを活用した、場所に依存せず、没入感と交流性の高い教育コンテンツの導入
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5Gやドローンを活用した迅速な救助活動への支援 ・ データの可視化・分析に基づく救助活動の実施による、投入リソースの最適化・救助アクションの最適化
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の情報管理を支援するアプリ等の導入による保育現場の業務効率化・省力化 ・ 潜在保育士のデータベース化、データ分析に基づく潜在保育士と保育現場の需給マッチングや、課題・改善事項の可視化
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグデータやICTを活用した効率的なインフラメンテナンスの実現 ・ AIによる予測に基づく、積極的なインフラメンテナンスの実現
モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ IDやキャッシュレス決済、オンデマンド交通を活用したMaaSや地域活性化 ・ 買い物弱者対策、地域の足の確保など生活サービスの提供 ・ 高齢化や障がいの有無に依らず自由に移動可能な運転技術（自動運転）の実証実験
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIマッチングサイトの構築による担い手不足解消への支援 ・ 職能を学習したAIやロボットとの協業による業務負担の軽減や、それらを教師とした研修の実施による職能の継承の実現

※ 消費者がネットを通じて、健康・医療に関する生体的な個人情報（既往症、使用薬、アレルギー等）を主体的に管理できる仕組み

問 企業の生産性向上のための事業は対象となるか。

- 社会課題の中には、経済の低成長を背景とした「中小企業等の生産性向上」も含まれると考えております。
- 採択については、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、提案事業の内容、実施能力等を外部有識者により構成する評価会議において評価し、県が選定します。

問 観光事業者は申請してよいのか。

- 県観光企画課において、県内の宿泊事業者が行う「生産性向上・業務効率化」に資するデジタル技術を活用した取組みや、県内観光事業者が行うSEO対策・SEO対策・ホームページ改修等のデジタルマーケティングの実施に必要な経費への補助を検討しておりますので、まずはそちらの活用を検討してください。
- なお、デジタル・トランスフォーメーション推進補助金への申請要件として観光業を除くことはしておりませんので、当課もしくは県観光企画課に適宜ご相談のうえ、申請先を検討いただきますようお願いいたします。

問 既存設備への機能追加やリプレイス（交換・置換）は補助対象になるか。

- どちらも補助対象となります。
ただし、事業実施計画書において、機能追加やリプレイスが社会課題の解決に資する理由を合理的に記載いただく必要があります。
- また、既存設備への機能追加については、どの部分が機能を追加した箇所かを把握できるように、機能を追加する前及び追加した後の状態を写真で記録するとともに、機能の追加に要した費用を経理書類で把握できるように整理をお願いします。

問 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の対象となる経費は何か。

- 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費です。サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。
- 他事業と共有する場合は補助対象となりません。

問 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の補助対象期間は、利用開始した日から完了期限までの利用分か。

- お見込みのとおりです。

問 補助事業用のシステムを社内サーバーに構築する場合、サーバーの購入費は補助対象になるのか。

- サーバーは原則クラウドサービスを検討してください。やむを得ない場合は、補助事業のために必要十分な仕様とし、1台を補助対象とします。
- なお、サーバー購入費は、募集要領の別表の機械装置費に示す「専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェア」の購入に該当します。

問 システム構築を一から設計、製作するのではなく、パッケージ製品の導入も対象になるのか。

- パッケージ製品の使用も対象となります。

問 募集要領の別表の（注）５－（１２）には、パソコン、タブレット端末やスマートフォンは、補助事業以外にも利用できるため、補助対象外とあるが、専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は補助の対象となるか。

- 補助事業以外の使用になり得る、汎用性の高い機器の購入費は補助対象外となります。しかし、新たに機器を購入しないと補助事業ができない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、利用開始日から事業完了日までの経費を補助対象とします。
- なお、汎用性の高い機器の使用を検討されている場合は、補助事業の内容がわかる資料とともに、申請前に県の担当者まで相談して下さい。

問 補助事業者の従業員が情報システムをカスタマイズする場合は補助対象となるのか。

- 情報システムのカスタマイズに係る経費のうち、ソフトウェアライセンス費用等の経費は補助対象となりますが、補助事業者の従業員の労務費は補助対象外となります。

問 中古装置の購入費は、補助対象経費として認められるか

- 募集要領別表（注）５－（１３）に記載のとおり、中古市場における価格設定の適正性が明確でないため、中古品の購入費は補助対象になりません。

問 システム開発の委託先は、県内の企業であり、ICTを主たる事業としている会社である必要があるか。

- システム開発の委託先は、県内 ICT 企業であることを必須としておりませんが、県内 ICT 企業等にシステム開発を委託する場合は、評価で加点いたします。

問 市町村とはどの程度の連携が必要なのか。

- 募集要領別表補助限度額に記載のとおり、事業を推進する協議会やコンソーシアムに市町村が参画（事業などの計画に加わる）する等、連携して事業を実施する場合を想定しています。
- 協議会やコンソーシアムに限らず、事業に市町村が参画している場合には、市町村連携事業に該当すると考えられますので、「事業実施計画書」の「連携する市町村」欄に具体的な連携方法を記載してください。

問 申請時点の見積内容と最終的な実績報告との差異は何処まで認められるのか。

- 事業目的を逸脱しない範囲である程度認められるものと考えておりますが、必要の都度、事前に県へ協議ください。事業目的など根幹部分に変更となる場合は、事業中止申請書を提出していただく必要があります。
なお、補助事業に関する経費の増額は問題ありませんが、補助金交付決定額を超える補助金額に変更して申請することはできません。

5 選定方法について

問 補助対象事業の選定方法は。

- 競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、提案事業の内容、実施能力等を外部有識者により構成する評価会議において評価し、その結果をもとに県が選定します。

問 評価項目「県内のICT企業等と協同して行う事業か」内の「協同」とは、具体的にどのような内容なのか。“発注契約”を意味するのか。

- 「協同」とは、システム自体の発注契約、またシステム導入にあたり、ICT事業者からの助言や指導も含まれます。基本的には契約等に伴い、金銭の支払いが発生することを想定していますが、計画書内の実施体制から判断します。

問 ICT企業かどうかは、どのように判断（定義）するのでしょうか？

- 事業者の主たる事業をパンフレットや会社HPなどから判断します。

問 評価項目「県内のICT企業等と協同して行う事業か」内で複数のICT企業と協同する場合、すべて県内の企業でないといけないか。

- 1社以上の県内ICT企業と協同して事業を行う場合は、「県内のICT企業等と協同する」とみなします。

6 スケジュールについて

問 補助金交付までの流れは。

- 応募事業者より、令和4年8月17日（水）までに申請書類を提出いただいた後、申請内容の審査を経て、令和4年9月下旬～10月上旬頃に県から補助金交付決定を通知します。（補助対象事業者は交付決定通知のあった日から補助事業を開始することが可能。）
- 補助対象事業者による事業完了後、県が提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を補助対象事業者に通知します。
- 補助対象事業者から提出される交付請求書により、県が補助金を支払います。なお、補助金の支払いは事業完了後の精算払とします。
- なお、事業完了日は令和5年2月7日（火）となります。

問 すべての支払を令和5年2月7日までに済ませる必要がありますか。また、クラウドサービス等を利用する場合の対象はどうなりますか。

- 2月7日までに完了および支払を終える必要があります。3月分の支払等、2月7日より後に支出したものは対象外となりますので、ご注意ください。また、クラウドサービス等にも場合においても同様となります。